

死 亡 届

亡くなられたときの届です。

根拠法令	戸籍法第86条～第88条、墓地、埋葬等に関する法律第8条
届出期間	7日以内 例) 4月1日亡くなられたときは、4月7日まで ※国外で死亡の場合は3か月以内
届出地	死亡地、死亡者の本籍地、届出人の住所所在地(居所や一時滞在地)
届出人	次の順序が届出順位となります (1)同居の親族 (2)その他の同居者 (3)家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 (4)同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：死亡届記入例は下記をご覧ください。・死亡診断書又は死体検案書（死亡届の右半分に印刷されています）・印鑑：届出人のもの（押印は任意です。押印する場合はお持ちください。）・火葬場予約票（埼玉斎場組合斎場）を使用のとき
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none">・届出の際には印鑑をご持参ください。これは死亡届を受理すると同時に死体埋火葬許可申請をいただき、死体埋火葬許可証をお渡しするためです。・死体埋火葬許可証を発行する際に、斎場（火葬場）名を記載して証明しますので斎場の名称を事前に確認し、予約のうえ、ご来所ください。 ※春日部市内の斎場は、「埼玉斎場組合斎場」のみです。なお、同斎場の手続き、ご予約等は、斎場にお問い合わせください。 埼玉斎場組合斎場 春日部市内牧 1431 番地 電話 048 (752) 1531・死亡届出後の主な手続き（春日部市にお住まいであった方が対象です）については、埋火葬許可証に添付した死亡連絡カードをご覧ください。
関連の届出	死体埋火葬許可申請書
教示	死亡届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

死亡届記載上の留意事項

(1) 欄	死亡者の氏名は戸籍に記載されている文字で記載してください。
(3) 欄	日本人のときは和歴で、生年月日を記載してください。
(4)・(5) 欄	<ul style="list-style-type: none">・「死亡したとき」は死亡診断書もしくは死体検案書中の「死亡したとき」と同じ年月日時刻を記載してください。夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と記載します。「午後3時」を「15時」のように記載しないでください。・「死亡したところ」は死亡診断書もしくは死体検案書に医師が記載している「死亡したところ」と同じ場所を記載します。病院名（施設名）のことではありません。
(8)・(9) 欄	必ずいずれかにレ点チェックしてください。「いる」の場合は年齢も記載してください。
(10) 欄	必ず該当する番号の□にレ点チェックをしてください。
届出人欄	<p>届出資格をチェックする欄については、必ず該当する番号の前にある□にレ点チェックをしてください。</p> <p>また埋火葬許可証に続柄を記載するため、お亡くなりになられた方と届出人との具体的な続柄（「妻」「長男の二男」「兄」など）を窓口で確認いたします。</p> <p>死亡者から見た死亡者と届出人の続柄を明らかにしていただくようお願いします。（例）「妻」、「子」、「子の夫」、「子の子」、「兄の妻」等</p>

死 亡 届

令和 2年 12月 25日届出
※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1)	(よみかた)	かすかべ	きょうこ
(2)	氏 名	氏 春日部	名 京子 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
(3)	生 年 月 日	明治 平成 大正 令和 昭和 7年 7月 7日	(生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 時 分
(4)	死亡したとき	令和 2年 12月 20日	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 8時 33分
(5)	死亡したところ	埼玉県春日部市中央2 丁目 7 番地 15 号	
(6)	住 所	埼玉 都・道 府・県 春日部市中央6 丁目 2 番地 号	
(6)	(住民登録をしているところ)	(よみかた) かすかべ たろう (方書・マンション名)	
(6)		世帯主の氏名 春日部 太郎	ハイマート202
(7)	本 籍	埼玉 都・道 府・県 春日部市金崎839 丁目 番地 1 番	
(7)	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 春日部 太郎	
(8)	死亡した人の夫 または 妻	<input checked="" type="checkbox"/> いる (満 90 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	
(10)	死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(11)	死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください) 職業 産業	
	その他		
届 出 人	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長 <input type="checkbox"/> 9. 後見人 <input type="checkbox"/> 10. 保佐人 <input type="checkbox"/> 11. 補助人 <input type="checkbox"/> 12. 任意後見人 <input type="checkbox"/> 13. 任意後見受任者		
	住 所	埼玉 都・道 府・県 春日部市中央6 丁目 2 番地 号	ハイマート 202
	本 籍	埼玉 都・道 府・県 春日部市金崎839 丁目 番地 1 番	筆頭者の氏名 春日部 太郎
	署 名	春日部 太郎	印 明治 大正 昭和 平成 5年10月10日生

事件簿番号

※届出人の印鑑を持参してください。
※埼玉葛斎場組合の火葬場を予約している方は、
仮予約票を持参してください。
※死亡届書の右側は、医師等の証明欄になります。

連絡先	電話 048 (736) 1111 (自宅)・勤務先 []・携帯
-----	--------------------------------------

故人から見た届出人の続柄 夫